

社会福祉法人高知県社会福祉協議会　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」(令和2年5月12日付け厚生労働省発子0512第1号厚生労働事務次官通知)及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」(平成30年3月30日付け子発0330第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「高知県社協」という。)が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)の貸付けについて、その貸付方法や事務手続等を規定し、訓練促進資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 訓練促進資金の貸付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「高等職業訓練促進給付金」という。)の支給を受ける者

(2) 原則として高知県内に住民登録をしている者であって、養成機関修了後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者

なお、貸付対象者が業務に従事する区域は限定しないものとする。

2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の免許を取得するために、養成機関で修業する場合は次のとおりとする。

(1) 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付けを行わないこととする。

(2) 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付けを行うこととする。

(3) 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されることとする。

(訓練促進資金の種類、貸付額及び利子)

第3条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

3 利子は、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

(貸付申請)

第4条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

(1) 身上調書（第2号様式）

(2) 貸付申請者に対して県又は市が発行する高等職業訓練促進給付金の支給を決定した通知書の写し

(3) 住民票（申請者）

(4) 連帯保証人の所得証明書

(5) 個人情報の取扱について（同意書）（申請者と連帯保証人分）

(6) 養成機関の修了書の写し（「就職準備金」申請時）

(7) 資格証明書の写し（「就職準備金」申請時）

(8) その他必要と認められる書類

2 貸付申請者が未成年であるときは、申請書に当該貸付申請者の法定代理人（親権者、未成年後見人等）が連署しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を原則1名立てなければならない。

2 貸付申請者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければならない。

3 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条に規定する延滞利子を包含するものとする。

(貸付けの選考及び決定)

第6条 高知県社協は、貸付申請書類を審査し、選考するものとする。

2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。

3 貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、高知県社協が指定する日までに借用証書（第3号様式）を提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第7条 貸付決定者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不相当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人変更申請書（第13号様式）に保証書（第14号様式）及び連帯保証人の所得証明書を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

(訓練促進資金の交付)

第8条 訓練促進資金は、一括交付とする。

2 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金その他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるので、貸付金については、第3条第2項に定める金額の範囲内とする。

- 3 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届出（第4号様式）しなければならない。なお、振込先は貸付決定者の名義とする。
- 4 貸付決定者は、高知県社協会長が指定する期日までに請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

（貸付契約の解除）

第9条 高知県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者（以下「貸付けを受けた者」という。）が次の各号の1に該当するときは、その契約を解除するものとする。第3号については当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

- （1）第2条に規定する者でなくなったとき
- （2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- （3）死亡したとき
- （4）貸付を受けた者が訓練促進資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- （5）その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（返還の債務の当然免除）

第10条 貸付けを受けた者が次の各号の1に該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- （1）養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき
 - （2）第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、高知県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、第10条第1項第1号及び第13条第1項第2号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第11条 高知県社協会長は、貸付けを受けた者が次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- （1）死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- （2）長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

- (3) 第10条第1項第1号に規定する業務に従事したときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部
- 2 前項の第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- 3 第1項の第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。
- 4 裁量免除の額は、第10条第1項第1号に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

(返還の債務の免除申請及び決定)

第12条 第10条に規定する返還の債務の当然免除又は第11条に規定する返還の債務の裁量免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、返還免除申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

(1) 業務に従事した施設又は団体の長の発行する取得資格業務従事期間証明書（第12号様式）

(2) 死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類

- 2 高知県社協会長は、第10条に規定する返還の債務の当然免除又は第11条に規定する返還の債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、審査するものとする。
- 3 高知県社協会長は、返還債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

(返還)

第13条 貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月以降訓練促進資金を返還しなければならない。

(1) 貸付けた訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき

(2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第10条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき

(3) 第10条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により第10条第1項第1号に規定する業務に従事できなくなったとき

2 返還期間は、貸付けを受けた者と協議のうえ次のとおりとする。

(1) 入学準備金は、最長5年までとする。

(2) 就職準備金は、最長2年までとする。

なお、入学準備金及び就職準備金の両方の貸付けを受けた場合は、最長7年までとする。

3 返還の方法は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 4 返還額は、月賦及び半年賦ともに、第2項に定める期間で除した額以上の額とする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条

1 当然猶予

高知県社協会長は、貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき

(2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき

2 裁量猶予

高知県社協会長は、貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 第10条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予申請及び決定)

第15条 貸付けを受けた者で返還の債務の履行猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、返還猶予申請書（第7号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

- 2 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第16条 貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を直ちに高知県社協に届出なければならない。

(1) 休学、停学、復学、留年及び退学したとき（第8号様式）

(2) 訓練促進資金の借受けを辞退するとき（第8号様式）

- 2 貸付決定者又は貸付けを受けた者が死亡したときには、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨をすみやかに高知県社協会長に届出（第9号様式）しなければならない。

- 3 貸付けを受けた者、法定代理人（親権者、未成年後見人等）又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第10号様式）なければならない。

- 4 貸付けを受けた者が、取得した資格が必要な業務に従事したときは取得資格業務従事届（第11号様式）により、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。また、当該業務従事先に1年を超えて従事する場合は、業務従事後1年ごとに取得資格業務従事届（第11号様式）を提出するものとする。

- 5 前項の取得資格業務従事届（第11号様式）を提出した者が業務従事先を変更したとき

は、勤務先異動届（第 10 号様式）と変更後の取得資格業務従事届（第 11 号様式）に、変更前の取得資格業務従事期間証明書（第 12 号様式）を添えて、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。

- 6 貸付けを受けた者が養成機関を修了し、取得した資格の登録をした場合は、直ちに取得資格登録届（第 15 号様式）を高知県社協会長に届出なければならない。
- 7 貸付けを受けた者が、第 13 条第 1 項の規定に該当した場合には、本人（該当事由が本人の死亡であるときは連帯保証人）は返還届（第 16 号様式）を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。
- 8 貸付けを受けた者が、養成機関を修了した日から 1 年以内を経過した時点で資格取得をしていないとき、又は、取得した資格が必要な業務に従事していないときは、卒業後状況届（第 17 号様式）をすみやかに高知県社協会長に提出しなければならない。

（従事期間）

- 第 17 条 第 10 条第 1 項第 1 号及び第 11 条第 1 項第 3 号に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。
- 2 従事期間を計算する場合においては、取得した資格が必要な業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までを算入するものとする。
 - 3 貸付けを受けた者は、従事期間の確認のため、毎年度、取得資格業務従事届（第 11 号様式）を高知県社協会長に提出しなければならない。

（延滞利子）

- 第 18 条 第 13 条第 1 項の規定により訓練促進資金を返還しなければならない者が、正当な理由なく訓練促進資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。
- 2 当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

（実施細目）

- 第 19 条 この要領に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 28 年 11 月 24 日制定）

この要領は、平成 28 年 11 月 24 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。